

自助・・・自らの命は自ら守る！

災害時の避難先について、皆さんはご存知でしょうか。今回は、避難先について説明します。

◎「指定緊急避難場所」と「指定避難所」

災害時の避難先には大きく分けて2種類あります。一つ目は「指定緊急避難場所」で「**身を守るために一時的に避難する場所**」【図1】二つ目は「指定避難所」で「**長期の避難生活をする場所**」【図2】となります。

「指定緊急避難場所」については、災害種別ごとに指定されており、下呂市内では115箇所を指定しています。その内の53箇所が「指定避難所」を兼ねる施設となっています。



【図2】指定避難所

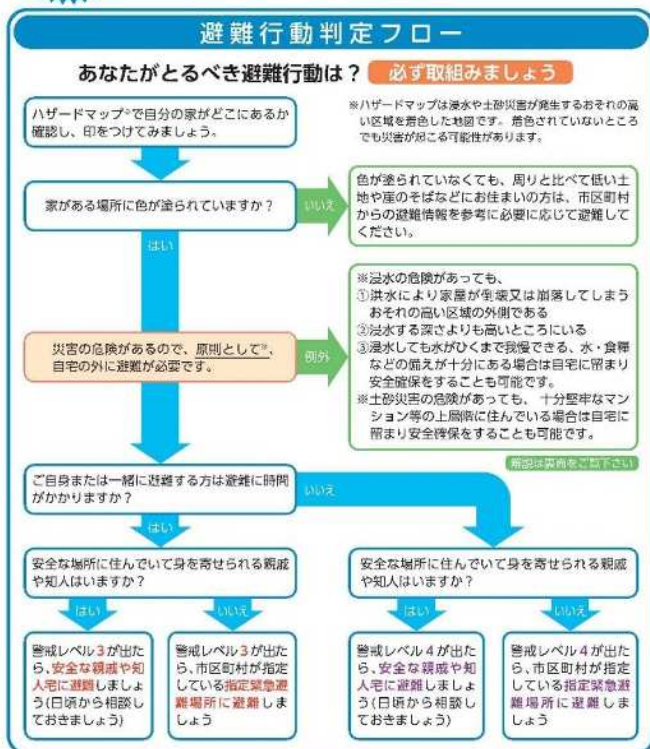


【図1】指定緊急避難場所

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。



【図3】避難行動判定フロー【内閣府】

災害時の避難先については、上記の「指定緊急避難場所」や「指定避難所」だけではありません。

避難とは「**難**」を「**避**」けること、そして避難所へ行くことだけが避難ではありません。安全な場所にある親せき宅や、知人の家など、事前にハザードマップを確認し、自宅が安全なのかどうかを避難行動判定フローなど使用し、【図3】確認することが重要です。

また、被災するときは自宅にいる場合だけでは限りません。工作中や職場からの帰り道、市外の親せき宅にいる場合や、旅行先などで「今起こったらどうするか」を考え、その時の「避難先」について、確認することを習慣づけましょう。

災害はいつ起こるかわかりませんが、準備や確認についてはいつでも始められます。防災を他人事として流さず、「**わが事**」として考えましょう。